

て、公務員給与の改定、物価の変動等諸般の事情を考慮いたしました上で、恩給年額の実質的な価値の維持を図るために努力をいたしてまいりました。

御案内のように、公務員の本俸のアップは一・二％程度でございましたが、ボーナスのカットがございましたために、それを引きますと、昨年の給与改定は〇・六％くらいしか実質的には上がらなかったわけでございますが、しかし、恩給の場合は、ボーナスは考慮する必要はない、国家公務員の本俸の上昇率及び物価の状況、これを勘案をいたしまして、やはりふさわしい上昇率を確保するという決意で対処をいたしてまいりました。その結果、本年四月から一・一％の改善を行うことができた次第でございます。

今後とも、今申し上げたような観点に立ちましても、改善については努力をしまいたい、かように考えております。

○加藤(卓)委員 ところで、去る一月十七日に発生した阪神・淡路大震災では多くの方々が被災に遭われました。このたび被災された方々に心からお見舞い申し上げます。

さて、この阪神・淡路大震災の被災地には多くの恩給受給者が住まわれていることと存じますが、被災された恩給受給者の方々に對してどのような措置を講ぜられるつもりでございますか。

○石倉政府委員 お答え申し上げます。

被災地には約四万二千人ほどの恩給受給者がおられます。恩給局といたしましては、今回の大震災の状況を踏まえまして、これらの方々の御負担にならないように、各方面からの配慮をいたしておるところでございます。

まず第一番目に、恩給証書の問題がよく問題になるわけでございますが、震災により恩給証書を紛失された方に対しては、その旨をお申し出ただければ迅速に対応したいと考えております。また、恩給を担保にして国民金融公庫から融資を希望される方がございます。その場合に恩給証書が必要になるわけでございますけれども、そ

の際には公庫の支店または代理店で、恩給証書の再交付の申請を同時に行えるよう措置いたしておるところでございます。

それから二番目にございますが、被災地域に住まわれている方の恩給受給調査、恩給受給権調査ということで現況を報告していただくことになっておりますけれども、申立書の提出期限を延長することなどによりまして、被災者の負担をできるだけ軽減するように配慮いたしております。

最後に、恩給請求でございますが、被災地域に居住されている方から新たな申請がありました場合には迅速に対応してまいりたい、こういうふうを考えております。

○加藤(卓)委員 今般の阪神・淡路大震災で被害に遭われた住民の方々が何か行政に相談しようとしても、どこへ行っても相談すればよいのかかわらないというふうないろいろな話が報道されておるし、どういふ手続をとったらよいのかかわらない等の話も聞きます。

総務庁においては、現地出先機関で特別行政相談所を開設し、行政全般に係る相談を受け付けていると聞いていますが、この特別行政相談所の内容と現在までの相談実績等を伺いたいと思っております。担当の方、お願いします。

○山口国務大臣 お答えいたします。

実は、総理大臣を本部長とする対策本部が設置をされまして、全閣僚をメンバーとして会議が充てたわけでございますが、私は、その際、冒頭、奥尻島の経験も踏まえまして、委員御指摘のような、住民の皆さん方の要望があると思いたしましたので、総務庁といたしましては、直ちに行政相談所を開設いたしまして、国民の皆さんの御期待にこたえたいというふうに申し上げた次第であります。

具体的な実績につきましては、政府委員の方から答弁をいただきます。

○田中(一)政府委員 お答え申し上げます。

今大臣の申し上げたとおりでございますが、震災対策の一環としまして、総務庁では、私どもの

出先機関でございます近畿管区行政監察局、それと兵庫行政監察事務所が中心になりまして、被災された方々から行政に関する相談あるいは問い合わせを受け付けるために、仰せのとおり特別の行政相談を実施しております。

具体的に申し上げますと、一月二十三日から、ちょうど一週間後でございますが、それまでは兵庫監察事務所が入っております合同庁舎自体が立ち入りできませんで開かれなかったものでありますけれども、二十三日から出入りが可能になったものですから、この二十三日から兵庫監察事務所特別の相談所を開設しまして、いろいろな相談、問い合わせを受け付けて処理しております。これは土曜日も日曜日も、以来ずっと開設しております。

それから、被災市民の非常に多種多様な相談、問い合わせに総合的に対応する必要もありますので、去る二月九日と十日の二日間にはわたりまして、神戸地方合同庁舎におきまして、兵庫県、神戸市、そして法務局、国税局などの国の出先機関、住宅・都市整備公団、国民金融公庫等の十五の関係機関、それから人権擁護委員とか行政相談委員に一堂にお集まりいただきまして、特別総合行政相談所というのを開設いたしました。

なお、神戸市以外の被災市、あるいは被災の町でも行政相談委員の協力のもとに、当該市町村と共同の特別行政相談所を行っております。現在まで神戸市の北区、尼崎市、西宮市、淡路の津名町等において特別相談を実施しております。

その実績でございますが、これまで、全体を通じて約二千百件の相談実績の報告を受けております。主な内容でございますが、恩給証書や年金証書を焼失したけれども再発行できるかどうか、それから、被災に伴う税金の減免措置はあるか、罹災証明書はどこに、どのように発行を求めればよいかなど非常に多様な御相談がございます。

今後とも、行政相談委員さんの協力も得ながら積極的な特別行政相談活動を行ってまいりたいと思

いますし、さらには機会をとらえまして、関係行政機関と連携いたしまして、再度特別行政相談所の開設に努めてまいりたいと思っております。できる限り広く被災者の御相談、問い合わせに応ずるよう努力してまいりたいと思っております。

○加藤(卓)委員 この阪神・淡路大震災の被災地においては、タクシードとか家賃だとか生鮮食料品や建築資材等の物価について、一部に被災者の方々から苦情があると報道されておりますが、全体には落ちついておるようには承知しておりますが、被災地の復興や住民の方々の生活にとって、便乗値上げ等の防止を初めとした物価対策は大変重要であります。物価対策は政府を挙げて取り組むべき課題であると考えますが、総務庁としての考え方を伺いたいと思っております。総務庁においては、物価対策についてどのような対処を考えておられるか、これをお願いいたします。

○山口国務大臣 お答えいたします。

委員御指摘のように、物価の問題は極めて重大な課題だと認識をいたしております。総務庁は消費者物価指数を所管しております。そういった状況から、一月十一日、十二日、十三日、神戸市におきましては消費者物価の状況を把握をいたしておりました。

その後、震災が起きまして、これがどのように動くかということを押さえることが重要だと思いましたが、商店が倒壊をしたり、また県の職員の皆さん方も大変な被災者となっておるわけでございます。調査に大変な支障がございます。したがって、調査に大支障の発生を懸念して、その後の物価の動向について詳細調査をいたした次第でございます。

状況につきましては、政府委員の方から答弁をいただきます。

○小山政府委員 ただいま大臣のお話にありましたように、今回の阪神・淡路大震災の影響というものが統計調査の実施に極めて大きく影響を及ぼしている。こういうことにかんがみまして、急遽

統計局の職員を神戸市に派遣しまして、兵庫県の協力を得ながら店舗の被災状況、商品の出回り状況について把握してまいり、その際、百七十四品目の商品等につきまして価格を収集してまいりました。

その結果、先ほど大臣が申し上げました、震災前の価格とその分布状況を品目ごとに比較しましたところ、おおむね震災前と同じでございます。また、際立った価格の変動というものは見られなかったということが日常品、食料及び日用品という観点の生活必需品についての状況でございます。

しかし、小売物価統計調査は物価政策上極めて重要な調査でございますので、私も急遽このような措置をしたわけでございますが、今後とも県と協力をしながら物価の情報についての確に把握し、的確な統計を作成できるよう努力しているところでございますし、これからも一層努力していく、こういうことでございます。

○加藤(幸)委員 特に建築資材とか工費等に関しては十二分に今後注意していただくように、よろしくひとつお願いしたいと思います。

さて、次に、行政改革についてお尋ねします。村山内閣は国政上の最大の課題として行政改革に取り組んでおられますが、行政は社会経済の変化に対応して常に見直されなければならず、この意味で行政改革は不断に進めなければならぬ課題であります。与党においても、政府と連携して行政改革の推進に努めているところであります。

行政改革の課題の中でも、国際化の急速な進展、経済状況などを考えますと、規制緩和の推進が極めて緊急な課題であると考えます。規制緩和は、諸外国の要望に耳を傾け、国際的調和に努めるばかりでなく、我が国の経済の活性化、経済構造の改革のためにも、これこそ必要であります。そこで、規制緩和に取り組む具体的な方針と今後の取り組みについて、総務庁長官の御決意をひとつお願いいたします。

○山口国務大臣 お答えいたします。

加藤委員御指摘のとおり、村山内閣といたしましては、行政改革を最重要課題として取り組んでまいりました。行政改革の課題といたしましては、委員が御指摘されましたように、規制緩和の問題あり、また特殊法人の整理合理化あるいは地方分権、さらには情報公開、行政の透明化等々の重要な課題があることは御指摘のとおりでございます。

特に規制緩和につきましては、内外からの強い要望もございまして、また、世界第二の経済大国になりました我が国は、諸外国からの要請に対しても、これを受けて立たなければならないことは当然でございます。また、国内的な状況からいきましても、新しいベンチャー企業等が伸びていきますためには、国内において規制緩和を行っていくということもこれまた重大な課題であることは言うまでもございません。

そういう立場に立ちまして、昨年、行政改革推進本部におきましては、内外の有識者の方々をお招きをいたしまして、意見の交換を率直に行いました。また、民間の皆さんを含めました規制緩和検討委員会を設置をいたしまして、規制緩和の要望について今日まで取り組んでまいりました次第でございます。

具体的には、五年間を期間とするところの規制緩和推進計画を年度内に策定をいたします。そうして、これは策定したらそのままということではございません。絶えず見直しをやっていく必要があると思っております。

また、昨年の国会で当委員会の御審議もいただいたわけでございますが、行政改革委員会が発足をいたしました。行政改革委員会は、この規制緩和等の問題に関しまして監視をし、また内閣に勧告もしていただく、こういう重要な機関でございます。そういった行政改革委員会の御協力もいただきまして、先ほど申し上げた規制緩和推進計画を策定をいたしまして、これを着実に実施をいたしてまいりたい、かように考えておる次第でございます。

います。

○加藤(幸)委員 次に、地方分権についてであります。地方分権の推進は時代の大きな流れでございます。地方の実情に沿った個性あふれる行政を積極的に展開できるよう、地方の自主性、自律性を強化していくことが大切であると考えます。地方分権の推進に取り組む具体的方針と、今後のその取り組みへの決意をお伺いしたいと思っております。

○山口国務大臣 お答えいたします。

御指摘のとおり、地方分権は重要な課題だと思います。今行政が考えなければなりませんのは、一つは、官から民へという形で規制緩和を進めること、それから一つは、国から地方へということ、住民の身近な行政につきましては、挙げて地方公共団体が責任を持って取り組む体制をつくっていくということがやはり重要であることは言うまでもないと思っております。

そういう観点から、政府といたしましては、昨年の十二月二十五日、地方分権大綱を閣議決定いたしました。この分権大綱では、国と地方の役割分担を見直すということ、国から地方公共団体への権限の移譲、あるいは税財源の再配分等々を行う、そうしてこの地方分権を進めるための十分な機能を持った地方分権推進委員会、これを設置をするという方向を地方分権大綱で決めた次第でございます。

私どもは、この地方分権大綱を踏まえまして上で、今開かれておりますこの国会にできるだけ早く地方分権推進に関する法律を御提案申し上げて、そうして皆様方の御議論をいただきたい、かように考えておる次第でございます。

また、個人的なことですが、恐縮でございますが、私、二年前、一昨年になると思いますが、当時宮澤内閣のときでございましたが、地方分権は今まさに国民の皆さん方の要望する方向であるし、また地方の時代ということが叫ばれて久しい、この際、地方分権を積極的に推進するという国会決議をやるべきではないかということを自民党の首脳

部の皆さんにもお話をいたしました。

それがもとになりまして、当時地方行政委員会におきまして与野党の皆さん方が十分話し合いをいただきました上で、一昨年の六月だったと思いますが、衆参両院において地方分権の推進に関する国会決議が実現をした、このことを私は大変うれしく思っております。そのことを私は大変この国会決議を推進したという立場から、私はこの問題に真剣に取り組んでまいりたい、かように考えておる次第でございます。

○加藤(幸)委員 最後に、特殊法人の見直しについてお尋ねいたします。

特殊法人というのは政府の別働隊みたいなもので、企業の経営になじむ事業について、自主性と弾力性を兼ね備えた独立の法人に機能的に経営をさせようという趣旨で設けられたものですが、その役割は社会的経済情勢の変化に応じて常に見直されなければならない、そういうふうに見直します。

先日、特殊法人の見直しの結果が発表されましたが、九十二法人中三十三法人の廃止、民営化、十四法人の統合等が決まりましたが、今後どのようにこれを具体化していくかということ、また、積み残したようになった政府系金融機関の問題については、これは極めて国民が注目しておりますので、予算委員会等でさまざまな論議が出てくるようでありまして、この問題については精力的に対応していただきたい。適切な処理を要望いたします。長官、ひとつよろしく願います。

○山口国務大臣 お答えいたします。

加藤委員が御指摘されましたように、それぞれの特殊法人は設立されましたその時代におきましてはそれなりに十分意義があったというところはもう当然のことだろうと存じます。特に、昭和二十年代から三十年代、我が国が廃墟の中から立ち上がりまして、そうして経済の成長を目指して国民全体が全力を挙げて取り組んでおりましたときに、法律や予算に縛られない、ある程度自由闊達な活動もできる、そういった仕組みをつくらうというところで、法律によってこの特殊法人が次々と

設立されていった。そうしてこの特殊法人が、例えば高速道路網の整備でありますとか、あるいは金融の面では特に中小企業金融でありますとか、さまざまな分野において国民のニーズにこたえて大きな成果を上げてきた。このことは、私も高く評価しなければならぬと思っております。

しかし、現在我が国が世界第二の経済大国にもなりました。そういう中では、当時は意義があったけれども、現在はいろいろ問題がある、見直さなければならぬ、こういう法人があることもこれまた事実だと思います。そういう観点に立ちまして、政府といたしましては特殊法人の整理合理化に取り組んでまいりました。

前政権におきましては、この二年間に特殊法人は見直すということでございましたが、与党の皆さんとお話し合いをいたしました上で、この際、前倒しで年度内に特殊法人の整理合理化については決着をつけようということで取り組みました。その結果、御指摘ありましたように、十四の法人を七の法人に統合する、一つの法人は廃止をする、そうして三つの法人につきましては民営化の方向を打ち出すという形で一応の成果を上げたことは、御案内のとおりだろうと存じます。

具体化をどうするかということでございますが、私が、各省庁から参りました最終結果につきまして先日の閣議において報告を行いました。そうして、できるだけ近い閣議においてこれを正式に閣議決定に持ち込みたい、かように考えております。

この法人の統合あるいは民営化等々行います場合は当然法律の改正が必要でございます。今後、法律改正の手続に取り組みますと同時に、これが一体どの程度の経済的な効果を上げるかという問題につきましては、当然次の予算編成の中でこの財務関係の問題については結論が出てまいるといふことであらうかと思っております。

さらに、御指摘の政府系金融機関の問題でございますが、実は政府系金融機関につきましても、開発銀行あるいは商工中金、中小企業金融公庫あ

るいは環境公庫、それぞれ事業分野を見直す、事業あるいは組織の縮小、圧縮等について、さまざまな形でそれぞれの機関が真剣に取り組むという報告はいただいております。

そういう意味では、九十二すべての法人について見直した結果について御報告をいただいて、それを閣議決定に持ち込めたいと思っておりますけれども、さらにこの行政改革は引き続いて取り組む課題である、総理大臣の強い要請もございまして、年度内に政府系金融機関についてさらに一層の見直しを進めようではないかということに過般の閣議でなりました、今そういう立場で、政府・与党一体となつてこの問題についても結論を出すということを取り組んでいく次第でございます。

与党におきましても、行革プロジェクトチームを中心に行なうとして、大変御協力を賜っておりますことに對しまして、この際、心から感謝を申し上げます。ありがとうございます。

〇加藤(幸)委員 総務庁長官の大変な御決意のほどもよくわかりました。今後とも、ぜひひとつ、国民の注目するところでございますので、庁を挙げて精力的に取り組まれるようお願いいたします。

以上で質問を終わります。

〇田中委員長 次に、中島章夫君。

〇中島(幸)委員 さきがけの中島章夫でございます。

まず、恩給法につきまして一つ確認だけさせていただきます。先ほどの加藤委員の御質問で、阪神・淡路大震災によって被災をいたしました恩給受給者、御答弁がありまして、四万二千人と伺いました。これらの方々について、既に関係者で御用意をいただいております附帯決議にもございまして、受給権調査というのを、先ほど監察局等で相談事業に必ずやというお話がありましたけれども、この受給権調査というのはいくつ進め方をされるのか、参考までに教えていた

だいたいと思います。

〇石倉政府委員 お答えをいたします。受給権調査の内容でございます。毎年、受給者の誕生月に現況を御報告いただく、それが受給権調査の内容でございます。

したがって、四万二千人の居住者の中に被災者がどれくらいおられるかということとは私どもまだ十分につまびらかにしておられないわけでございますけれども、御返事をいただく際の問題がないように、申立書の提出期限を延長するなど、被災者の負担をできるだけ軽減するように努力をいたしているところでございます。

〇中島(幸)委員 ここにありますように、恩給の受給に支障のないように、ひとつぜひお進めをいただきたいと思います。

さて、私も、加藤委員と同じように、行政改革に関連した問題、特に、この十日の日、実際には十一日の未明にわたつたわけですが、課題となつておりました政府・与党により特殊法人の見直し作業、これを終えまして、私自身も与党の行革プロジェクトチームの座長グループの一人として作業をさせていただいたわけでありますが、その反省も兼ねまして、限られた時間でありまして、この問題について御質問を申し上げます。

実は、この見直し作業は、与党の行革プロジェクトチームとしては、昨年の七月以来七カ月にわたりました。たしかきょうが七十八回目になりました。それから、八十回近い会議を進めてまいりました。そして、政府の方も別途この作業を進められまして、今回、これから閣議にかけられようとしております作業の内容は、政府・与党と、それから政府、この二つの作業の合作の結果でございます。この時点、大変困難な作業でございます。これに当たられました関係者の御努力に敬意を表したいし、そして一応の成果を得たということで評価もいたしたいと考えております。

ただ私は、この作業にかかわっております、一つの矛盾点というのを感じておりました。と申

しますのは、今戦後五十年、先ほど長官も二度にわたつてお話がございましたように、五十年にわたつて我々が乗つてまいりました行政組織、機構、特に特殊法人、こういったものを見直す作業というのは、やはり二十一世紀にかけてかなりきつい、厳しい見直しの作業をしていかないと、新しい世紀の組織にはならないと思っております。

そういうことから考えますと、各省庁別に所屬をし、各省庁が所管をしております特殊法人というものも、省庁を超えた見直し、特に政府系金融機関で話題になりましたようなことが非常に大事なことだと思っております。今後、行政改革の中で、行政組織あるいは定員といったようなものも見直していくということになりますと、その辺の横断的な作業というのが非常に大事になってくると思っております。

総務庁、この点に關しまして、私は、総務庁が果たすべき機能ということを中心になつて伺つてまいりたいと思つておりますが、総務庁設置法の中にも、第四条の八号、九号、十号あたりに「行政機関の機構、定員及び運営の総合調整」なり「調査、企画、立案及び勧告」なり「各行政機関の機構の新設、改正及び廃止並びに定員の設置、増減及び廃止に關する審査を行う」、この種の大事な仕事があるわけです。ただ、これがどうも、今回の仕事の中では、各省庁の壁が厚かつたという感じがするわけでございます。

そこで、まず一つ伺いたいのでありますが、昨年の九月の中旬に、行革のプロジェクトチームから、「行政改革を進めるに当たつての基本方針」、いわゆる行革大綱というのを定めてまして、閣議にも御報告し、了解をいただいたわけでありまして、その後政府の方で、政府自身も独自の作業をするということで、各省庁から特殊法人の見直しについての作業状況を、十一月二十五日でありましたか、第一回の報告を求め、さらに今回、期限となつて大変緊張しました、二月十日が期限とされたわけでありまして、第二次の最終の報告を受けるということになつたわけであります。これは

どういう考え方で、どういう意図でこういう日時の設定があったのかということをごまかしたいと思ひます。

○山口国務大臣 お答えいたします。

先ほど来お答えいたしましたように、昨年の行革大綱では、特殊法人の見直しについては二年間で行うということになっておりました。しかし、昨年村山内閣が発足をいたしましたして、委員御指摘のように、与党の行革プロジェクトチームにおきましても真剣な御議論をしていただきました。そして「行政改革を進めるに当たっての基本方針」というものを御決定をいただき、政府の方に御報告をいただきました。その段階で、政府といたしまして、与党プロジェクトチームの御提言というものを重く受けとめて、これに従って、この特殊法人の整理合理化については進めていくのではないかとこの方針を決めたわけでござい

ます。具体的には、十月十八日の閣僚懇談会におきまして、各閣僚からそれぞれ意見の開陳をいただきました。各閣僚とも、この際、各省庁が中心になって、閣僚がリーダーシップを発揮をして、省が所管をする特殊法人について積極的に見直しして、そして整理合理化の方針を決めようではないか、こういう御意見が相次いだわけでござい

ます。同時に、私も、第三次行革審のときのことを忘れることができません。行革審といたしましては、この特殊法人の整理合理化に取り組むためにヒアリングをやるというように計画をいたしました。ところが、当時の、それぞれの官庁あるいは取り巻く団体等の抵抗がございまして、ヒアリングも実施することが困難であった、そういうような事情も聞きました。

結局、幾つかの特殊法人に絞ってやるということとを計画しましたために、絞られたところも抵抗するし、それから、絞られなかったところは、絞られたところは何ぼやばやしているかというよう

な形で、お互いそれが悪い方向に作用してプロジェクトチームが惨たんたる状況になったという報告も承りました。

私は、したがって、これは、すべての九十二の特殊法人に対して、各省庁がみずから、所管する閣僚が先頭に立って、まずこの整理合理化に徹底的に取り組んでいただく、これがまず第三次行革審の反省の上に立ててやるべき課題ではないか、こう思ひましたし、また各閣僚の御意見もそうござい

ました。したがって、そういった御意見を踏まえまして、十一月二十五日にこの第一次の報告を取りまとめて発表する、そして二月十日を最終報告という形で各省とも真剣に取り組んでやっていただきたいということ、何回かの閣議において確認をいたしました次第でござい

ます。総務庁といたしましては、次官以下本間に懸命に、各省の官房長その他の人たちとの問題について真剣にやりとりをしていただいた。私は、総務庁の皆さん方の御努力に心から感謝をいたしている次第です。また、私は、その報告を受けまして、またプロジェクトチームの皆さん方も、お話をいたしましたように、七十回以上にわたって各省庁の人たちを呼んで、懸命にこの問題に取り組んでいただいた経過も承っております。

そういう中で、私は、これはやはり大臣の決断を迫らなければならぬと思つたところにつきましては、直接各閣僚に対してお会いをいたしました。要請もいたしました。昨年は官房長官と私とで、すべての閣僚に対してお願いをいたしました。それが、それは別個に、ことしに入りまして、総務庁の役人の皆さん方の報告を受けて、問題の省庁についてはそれなりに懸命の努力をいたした次第でござい

ます。そういう結果が、与党、野党の努力が相重なり合ひまして、先ほど御報告申し上げたような結果になった。関係されました皆さん方の御苦勞に心から感謝をいたしたいと思ひますし、また、野党の皆さんも、行革は大事だ、大いにやれという形で、我々政府を鞭撻をいただいたわけでござい

ます。して、そういう点で、野党の皆さん方の御協力にも私は感謝をいたしたいと思つております。

ただ、御指摘ありましたように、この間大震災もございました。また各省庁にわたる問題に關して十分な議論をするいとまがなかったことは、これはもう委員よく御案内のとおりだと存じます。そういう中で、政府関係金融機関の問題については、さらに引き続き、年度内、成果を上げるように努力しようということを取り組んでいくということ、御理解を賜りたいと存じます。

○中島(重)委員 詳しい御説明をどうもありがとうございます。

御承知のとおり、与党のプロジェクトチームでは、先ほど申しました九月十九日に決めました行革大綱におきまして、お話がございましたように、前の内閣で決めておりましたこの特殊法人の見直しを前倒しをして、三月、今年度いっぱいに見直しをするということを決めておたわけでありましたが、政府の方で、今御説明がございましたように、二月十日をめどに見直しの作業をしようということが決まりましたものだから、私も、政府と与党とが別々の時期に別々の考えでやるものということもございまして、結果的に大変、最終的には両方が一緒になってやったというところがあるのは御承知のとおりでござい

ます。ただそれが、先ほどちょっと申しましたように、政府でやりになる、あるいは総務庁で前進めになる場合には、やはりどうしても各省庁の壁の中におさまってしまう。私も実は、そういう省庁を超えたような見直しというのも大事である。と当初から思つておりました。一月十日、新年早々に十二人の委員から、長い、四十回を超えるヒアリングの中で、それぞれの委員が無記名で持ってまいりました考え方を全部吐き出しまして、そして、一省一つというような進め方ではなくて、これからの組織機構を、特殊法人を大きく構造を見直していくということのために、問題

別途の、省庁を超えた進め方もしなければいけないという課題意識を非常に強く持っていたわけ

です。ところが、そういう日程の中、御承知の阪神・淡路大震災が起つた。そしてそのことに政府が忙殺されたということも一方にございまして、先ほど来申し上げておりますような、省庁を超えた見直しということについて、非常に十分にいか

なかつた点をいまだに反省をしているわけでござい

ます。そこで、もう一点、当初から、政府で進められる作業と与党として進める作業との仕分けをどのようにお考えであったかを、ちょっと御参考までに伺わせていただければと思ひます。

○山口国務大臣 お答えいたします。

もう委員御存じのとおりなんですが、政府といたしまして、かつての大平内閣の宇野行革のときのように、一省一つずつというようにノルマを課してやったわけではございません。各省庁で、一つでも二つでも、やれるところはひとつ全力を挙げて取り組んでほしいという要請をいたしまして、省によりましては、四つの法人を二つに統合するというような最終報告をいただいたところもあるわけでございまして、決して一省一つずつというようにノルマを課したわけでもなし、また、そういう形で各省庁が取り組んでいた

だいたわけでもない、これはよく御理解をいた

きたいと思つた次第でござい

いて徹底的な見直しをひとつやっていたら、これにまず全力を挙げよう。そうして、その上で、今お話のございましたような、各省にまたがる問題についてはひとつ議論を進めていこう。そうして、与党のプロジェクトチームでも、そういう形で大変な御議論をいただいている。したがって、政府の方としても、そういう議論を進めようではないかと言っておりまして、このころに、あの阪神・淡路大震災ということになりました。

その際、こういった大震災も起きたので、二月十日をそれでは動かそうかという意見が内部的にあったことは事実でございます。否定はいたしません。しかし、その際、そういった形で二月十日を動かすと、やはりせっかく各省庁が懸命になって詰めていただいている問題に緩みがあるのではないだろうか、それではいかか、したがって二月十日というのを、これはきちっと定めて動かさないで、全力を挙げてやり、そうして政府・与党で、このプロジェクトチームの座長の皆さんとも連絡をとる中で、各省庁にまたがる問題についてひとつできるだけの結論を得るように進めたらどうかという形で、政府・与党首脳会議で方針を決め、今日に至ったというのが実態でございます。

そういう意味では、私もこの間総務庁長官として、さまざま、あすればよかったかもしれぬという思いはございますし、また、与党の皆さんが本当に真剣に取り組んでいただいたことに対して、私、心から感謝をいたしております。ただ、よかったことは、政府・与党がやはり一体になって事を決着しなければならぬ、この問題だけは貫き通し得たと思う次第でございます。

今後とも与党が一体となって、また政府がこれに加わって、政府・与党一体となってこの行政改革には取り組む、この姿勢こそが私は重要ではないか、また、そういう形の中で、野党の皆さん方も行革は大切だということで御支援を賜っている、この御協力もありがたいことだ、こう思っている次第でございます。

○中島(章)委員 もう時間が終了しましたので終りますが、私は今の問題、これから大事だと思えます。これから行政組織等を見直していくという大きな課題がございますときに、各省庁別でしか仕事が進まないというところは、これは総務庁にどんな立派な大臣がおられ、どんな立派な方がおられるかどうかと関係なしに、少し各行政組織を横断的に動かせるような仕掛けを、例えば官邸機能を強化する等のことが必要ではないか、こう思っている次第でございます。どうもありがとうございます。

○山口國務大臣 御指摘のございました官邸機能の強化は、官房長官を中心にして今懸命に取り組んでいるところでございます。

○田中委員長 松本善明君。

○松本(善)委員 総務庁長官に伺いたいのですが、阪神大震災は五千三百名を超える犠牲者を出し、いまだに二十万前後の被災者が避難所での生活を余儀なくされております。これは今政治が対応しなければならぬ最大で緊急の問題だと思えますが、恩給局は、阪神・淡路大震災で被災した恩給受給者について、恩給証書の再発行などを柔軟にやっているようではあります。私は、恩給証書を担保に国民金融公庫から融資を受けている恩給受給者である被災者に返済の猶予措置をとる問題について質問をしたいと思えます。

恩給証書を担保に国民金融公庫から小口の融資が受けられます。三年限度で二百五十万までの制度であります。この返済については、恩給局から直接国民金融公庫に恩給が送金されるシステムで返済されているわけでありまして、この制度を利用している方が、この二月現在、全国で三万四千二百人、阪神の被災地域で約八百人というところで。

これらの恩給受給者は、多少の仕事の収入を得て生活したり、貯金を取り崩すとか、または子供に生活を見てもらっているとか、いろいろであります。ところが、今回の震災で生活してきた家が崩壊する、細々あった収入が途切れるなどケースはさまざまありますけれども、返済を先に延

ばしてほしいという被災者の切実な声が私どもに届いております。

この問題の所管は、直接には大蔵省かもしれませんが、しかし、村山内閣として、被害者救援にも全力を尽くすということをおっしゃって、閣内閣の閣僚として、また恩給受給者を擁護すべき恩給担当大臣として、やはりこの返済猶予を図るよう総務庁長官に努力をしてもらいたいと思うのですが、どのようにお考えですか。

○山口國務大臣 お答えいたします。

松本委員御指摘のように、残念ながら、恩給を担保とする貸付制度、これにつきましては総務庁の所管外でございます。しかし、委員御指摘の点は、私も十分聞くべき御意見ではないかというふうに思っております。

したがって、私といたしましては、関係いたします主管大臣に対して、やはり恩給を所管する総務庁長官としては、あれだけの災害を受けてきた地域の問題である、したがって、できる限りの対応というものを考えていただきたいもの、ということにつきましては、よく申し伝えたい、かように思っています。

○松本(善)委員 政府の今までの対応を考えますと、阪神大震災について政府は住宅金融公庫、年金住宅融資などで返済について猶予策をとっております。元金の三年間据え置き、利息は激甚の三％に引き下げるなどもやってきました。国民金融公庫、中小企業金融公庫などでも、特別貸付けや利子は激甚災並み三％、返済期間の延長などの措置もとっているし、その他の融資でも、個別に各公庫で相談に乗った救済策をとっているというところで。

それで、こういうことがやられているにもかかわらず、恩給担保その他の年金証書担保の融資には返済猶予策がとられていない。今総務庁長官は、担当大臣にその旨言って努力をされるということでありましたが、大蔵省も来ていると思うので、そういう事態について大蔵省の中では議論がされていないのか、やはり今までどおりなのか。従来の枠を超えて救済策をやっているわけですけれども

も、大蔵省の中ではそういうことは一切議論されていないのかどうか、お聞きしたいと思います。

○五味説明員 恩給担保貸し付けでございますが、恩給担保法に基づいて今お話のございましたような貸し付けを行っております。

返済は、恩給担保法三条で、担保に供されている間は公庫がその支払いを受けるということでございますので、法律上、元金返済の措置等の条件変更というのは予定をされていないという仕組みでございます。また、恩給の支給金をもって借入金の弁済に充当する、こういうことでございますから、他の収入等、先ほど御指摘ございましたように、これが細るといふようなことはおありかもしれませんが、恩給で借りた分についての返済というのが特に困難になるわけではないであらうと思われま。

そうは申しましたが、災害に遭われました結果、いろいろ臨時的な経費が必要になるとか、あるいは他の収入がやや細るとかいうことがございまして、恩給担保貸し付け、こういう点につきましては、恩給担保貸し付けで、恩給の支給金によって借入残高がだんだん減少してまいりますので、貸付限度額の範囲内でその減少した部分を活用いたしました反復利用ということが可能になっております。

こういうことでいろいろ御相談もお受けしておりますので、被災した恩給受給者の方、恩給担保貸し付けを現に受けておられる方も、こういった反復貸し付けの部分というのをよく御相談になって利用いただけるとよろしいのではないかと思います。

また、そうはいっても生活が大変苦しくなったというふうな方でございますと、厚生行政の方の観点から、生活資金について別途市町村などを通じました貸付制度、見舞金制度、こういったようなものも措置されておるといふふうに聞いております。

ところで、住宅金融公庫や、あるいは中小企業系の政府金融機関のお話でございますが、ちょっとこれは性格が異なるというふうに私ども

は思っております。住宅金融公庫では、お話しございましたように、事業財産の損害による収入の減少が起るということで、既に借りている債務の返済が非常に困難になった、このような場合に、据置期間ですとか償還期間、こういったものの利率の引き下げということを行ってやるわけでございますけれども、恩給貸し付けと申しますのは、恩給の支給金をもって借入金の返済に充当するという形でございまして、直接災害によって返済が困難になるということではございませんので、住宅公庫の場合と同列に論じるというのはなかなか難しいかと思われまます。

いずれにいたしましても、この恩給担保貸し付けと申しますのは、恩給あるいは共済年金を担保とした金融の円滑化ということで、事業資金、生活資金、いわゆる消費資金を問わず貸し付けを行うということ、住宅金融公庫が行いますような、災害の早期復旧、災害から早く家を立ち上げさせていただくために助力を申し上げたい、こういった特定の政策目的というものを必ずしも負っている仕組みではございません。したがって、これらの措置がとられておりますような形の、金利の低減、利子補給等というのが必ずしも適当ではないというふうに思います。

国民金融公庫などの政府系の中小金融機関も話のございましたような措置をとっておりますが、これも、新たに貸し付けを行います分についてそういった低減を図って、できるだけ早く経済の復興を図ろう、こういった政策目的が限定されておりますので、なかなかこれと同列というわけにもまいらないのではないかと今思っております。

以上でございます。

○松本善喜委員 従来の枠ではできない、法令上のことでできないということとは承知の上で聞いているのですよ。こういう問題がある、こういう問題があると長々と答弁してもらったってしょうがないのですよ。今本当に大変な震災で、戦後初めてでしよう、だから特別の体制がとれない

か。せいぜい八百人のことです。総務庁長官、お答えいただきましたので、格段の努力を閣内でやっていただきたいということを要望しておきたいと思っております。

それで、防災に強い国土づくりということで、防災計画や道路等の建設基準などの見直しが始まっております。単に各種基準の見直しにとどめず、災害に強い国土をつくる観点から、行政機関も総点検をする必要がある。そういう観点から、私、定員管理についてどうなのかという問題を長官に御質問したいと思っております。

防災関係省庁の定員を見ますと、例えば気象庁の定員の推移は、臨調行革の始まる前年の一九八〇年度の定員が六千五百七十九人でありまして、それが、十五年後の一九九五年年度末の定員は六千二百四十一人。この十五年間に三百三十八人の定員が削減しております。率では五四％のマイナス。次に、国土地理院の場合、一九八〇年度が九百三十八人です。一九九五年年度末が八百四十七人。八十三人の削減です。率で八・九％のマイナスであります。この十五年間、全体の削減率が四・八％です。防災関係の定員は平均以上の率で削減をされております。中には部分的にふえているところもありますけれども、全体はそうです。

災害に強い国土づくりを目指すというのであれば、こうした防災関係の部門への定員はふやすべきだ。この配置は直接的には該当省庁の責任であることは言うまでもありませんけれども、定員管理を担当する総務庁長官は、定員の査定に災害に強い国土をつくるという観点をもっと入れるべきだと考えますが、いかがでございましょう。

○山口國務大臣 お答えいたします。

確かに気象庁の定員等、御指摘のような状況にありますことは承知をいたしております。問題は、各種の観測システムあるいは情報処理システム、こういうものが近代化され、スーパーコンピュータの導入等による気象観測技術の進展など、こういった状況の中で、あるいは地震、津波業務については地震計のテレメーターの整備、計測度計の展開等、さまざまなOA機器化の中で、

定員の削減等が行われてきたのではないかと、いうふうに推察をいたしております。しかし、今回の大震災によりまして、観測体制の強化ということが極めて重大だということを与野党の皆さん方から御指摘をいただいているところでございます。総務庁としては、私どもの方から何人定員をふやすべきだ、こういうようなことを申し上げる立場にはございません。問題は、気象庁の場合であります。問題は、運輸省の方から、これこれこういう形の観測体制の強化を図りたい、ついてはこのような増員を図りたい、こういうような申し出があります場合、今日、総務庁としては、第八次定員削減計画で四・数％の削減を一律やっておりますけれども、反面、必要だという面につきましては、例えば外交関係職員とか、あるいは看護婦さんの方々とか、そういう方々については増員は認めてきたわけでございまして、そういう立場から対処することでは、かように考えておる次第でございまして。

○松本善喜委員 この問題で問題ございましたのは、気象庁の測候所の夜間無人化問題であります。これは、予算委員会でも問題になりました。御存じのとおりでございまして、神戸海洋気象台では、N T Tの回線が壊れて大阪管区気象台への震度情報に二十分おくれまして、測候所の測候所では、震度計が壊れて、結局、職員が自宅から必死で測候所に駆けつけて、体感震度六と無線で大阪管区気象台に通知した。これは地震発生から一時間十四分、大阪管区気象台が発表したのは、さらに一時間四十三分後の発表でありました。やはりこれは無人化に原因があると思っております。

現在、九十七ある測候所で、夜間無人化が三十四測候所、気象庁はことさらに宮城の石巻測候所を初め八カ所を夜間無人化することを計画しております。こうした夜間の無人化計画は中止をすべきだと思っております。

気象庁の地震火山課が調べたもの、九二年一月から二月にかけて防災関係八十四機関を調査した結果によっても、震度情報を職員待機に利用するという実態が三九・二％、職員参集に利用する、

四五％、被害状況の把握に利用する、六二％。震度情報は初動の態勢には非常に重要だと思えます。この点について、一月二十七日の予算委員会で、我が党の志位議員の質問に対して亀井運輸大臣は、「このたびの経験、反省を踏まえて測候体制の強化をいたしたい」というふうに答弁をしております。

運輸省から測候所に関係する定員の増員等の要求があれば認めるべきだと考えますけれども、総務庁長官、どうお考えですか。

○山口國務大臣 私も、委員が御指摘の志位議員の質問に対する亀井運輸大臣の答弁は承っております。したがって、運輸省の方から、これこれの理由でこのような定員配置をいたしたいという申し出がありました場合は、十分その状況を承りまして、誠意を持って対応したいというふうに考えております。

○松本善喜委員 総務庁に關係のあることをちょっと申し上げますと、この測候所の夜間無人化は、実は総務庁の一九八〇年十月の行政監察、つまり測候所の廃止を含めた再編整理の行政監察が引き金になっているわけです。もちろん、長官が就任される前のことでございまして、けれども、こういう結果があります。

それで、監察の翌年の一九八一年に気象庁は、関係自治体、職員組合などの反対を押し切って、十四カ所の測候所の夜間無人化を強行をしたわけでありまして。そういう点で言えば、気象庁と総務庁は一体になってこれを進めてきたと言っても過言ではないわけですね。

この夜間無人化による障害というのが大きいです。九三年一月の釧路沖地震のときも、広尾測候所が夜間無人化になっていたために、職員が地震発生後測候所に駆けつけると、震度計のデータ回線に異常が起きていた。それで、無線で釧路地方気象台を経由して札幌に転送して、結局、地震発生から三十分後に震度発表になる、こういう経過で

あります。奥尻島の場合も同様であります。詳しくは申し上げませんが、こういう実情であります。

こうしたことがあるわけですが、昨年七月、総務庁は、再び行政監察で測候所の整理合理化を勧告したのであります。この問題については、やはり総務庁の中でも矛盾があるように思いますが、は、一九九二年十月の都市防災に関する行政監察の中では、自治省に対して「地方公共団体に対し、震度階等による事前配備体制の確立あるいは災害対策本部の設置など具体的な基準の設定を行うよう指導すること。」と、震度階ごとに事前配備、災害対策本部の設置ができるように指導することを勧告している。そうすると、やはり震度情報早くするということが初動態勢に非常に大事なのだということが総務庁の文書の中でもあるのです。

そういうことでありますので、やはり今度の教訓から、国民の命と財産を守るというために災害に強い国土づくりを進めようというのであれば、少なくとも測候所の夜間無人化計画を中止して、三十四万所の夜間無人化した測候所をもとに戻すべきだと思っております。これは政府の責任として、閣僚の一人としてもそれに努力をしていただきたいと思うのであります。総務庁としては、先ほど御紹介をいたしました一番大もの一九八〇年十月の行政監察を根本的に見直して、この測候所の問題については閣内で再検討すべきではないかと思っておりますが、いかがでしょうか。

○山口国務大臣 御指摘の監察については私承知してはいるのですが、その後、地域防災計画に対しては監察をいたしまして、特に阪神地域に対しましては地域防災計画を十分樹立するように勧告をいたしましたという経過については報告を受けております。

また、昨年の気象庁に対する監察でございますが、これは、気象庁以外に観測業務を行っている官庁あるいは事業所等数々あるわけですから、その連携が十分でないで、この連携をもっと効果的に

やっていけばもっと効果的な観測、予報もできるのではないかと趣旨を勧告したということをして私報告を受けております。

いずれにいたしましても、総務庁といたしましては、国民のための行政というものを打ち立てるのが基本でございますので、今後監察計画を立てますときに、国民の生命財産を守るという観点からの監察を行うように私としては指示をいたしました、かように考えております。

○松本(善)委員 時間が来ましたので、最後にしますが、亀井運輸大臣の答弁、長官もお聞きになりましたように、経過として測候所の無人化問題を取り上げて、そしてあいう答弁になりました。ところがこの後、気象庁長官が、この無人化は変えないという趣旨の記者会見をしたということが報道されているのです。私もびっくりしたのですが、気象庁は一体どういう考えなのか。今の総務庁長官の答弁からも運輸大臣の答弁からも、私は考えられない対応ではないかと思うのですが、気象庁はどういう議論になっておるのですか、ちょっと報告してください。

○由良説明員 お答えいたします。いろいろ問題がございましたということとは理解してございます。ただ、気象庁におきましては、従来より、各種の観測システム及び情報処理システムの近代化に努めてまいりました。また、スーパーコンピュータの導入等によりまして、気象予測技術の進展があったということでございます。従来より格段に気象観測監視体制の高度化を図ってまいってきております。また、地震津波予報につきましても、地震計のテレメーターの整備あるいは計測震度計の展開等によりまして、迅速な情報提供を図ってきたところでございます。

県単位に配置されております地方気象台等を中心にしてまいってこれらの情報を的確に活用する、このことによりまして地域の気象サービスというものが充実してまいっております。測候所の業務の効率化を図ったという点でも、防災業

務体制に特段のふぐあいは生じないというふうに考えておるわけでございます。

自動観測機能を一層強化して、その万全を図るということは当然でございますし、さらに、気象庁全体のネットワークとして、有人の観測所、無人の観測点、そういったものを総合的に利用いたしまして、即座に対応できるもの、こういうふうな考えているところでございます。

○松本(善)委員 これで終わりますが、今の報告でもわかりますように、やはり気象庁は、無人化という方針にこだわって、結局あてもないことでもないと言っているわけなのですね。今度の経験では、やはり機械は壊れるのだから、人間の力によっても初動態勢を早めないといけない、これは大きな教訓だと思います。そういう点で、長官が閣内で格段の努力をしていただいて、無人化ということがここで終わるようにひとつ御努力をいただきたいということを申し上げて、質問を終わりたいと思います。

○田中委員長 午後一時から再開することとし、この際、休憩いたします。
午前十一時十六分休憩
午後一時一分開議

○田中委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。質疑を続行いたします。中井治君。
○中井委員 山口大臣に、主に、過日まともなりました特殊法人の問題を含めて質問をさせていただきます。このように思います。
過般予算委員会、一時間ぐらゐの間に御議論をさせていただいたわけですが、その時点で大臣は、十日にまともな、このように言われました。過日おまともになられた特殊法人の整理合理化、私どもから見ると、到底まともなと言えないものではない。御努力の跡は見えすけれども、マスコミ等の評価も大変残念ながら低いものであります。

大臣が、ああいうまともなできなかったことに対して、行政改革の担当大臣として、どのようにお思いになっていらっしゃるか、お尋ねをいたします。

○山口国務大臣 お答えいたします。
特殊法人の整理合理化につきましては、中井委員御案内のように、二年間という前政権の方針でございましたものを、与党と政府十分協議をいたしました上で、前例をして今年度内に。しかも、行革審の際に、行革審の皆さんが、幾つかの特殊法人に絞ってヒアリングをしようということ計画されましたが、さまざまな妨害があってそれが実現しなかったというふうな、特殊法人の整理合理化というのは、過去におきましても大変難しかった経過があるわけでありまして、

それだけに、私どももいたしましては、各省の大臣が、それぞれの所管する特殊法人に対してリーダーシップを発揮してこの整理合理化に努めるべきだという方針を決定いたしました。閣議後の懇談あるいは閣議におきましてその方針を幾たびとなく確認をいたしまして、二月十日を迎えた次第であります。

結果につきましてはさまざまな御批判もあろうかと思っております。しかし、大平内閣、当時、行管長官は宇野宗佑さんだったわけですが、当時、行管長官は宇野宗佑さんだったわけですが、これを十一統合する方向を出しました。現在、特殊法人の数は九十二でございますが、特殊会社を除けば八十でございます。この八十の特殊法人、十四法人を七法人に統合し、三つを民営化の方向を打ち出し、一つは廃止をするという形でこの方向を出しましたことは、過去の例から見まして、私は御評価もいただけるのではないだろうか。
統合ばかりだという御批判もございしますが、新進党さんの御提言も、例えば蚕糸糖類事業団と畜産事業団は統合せよ、ちょうど私どもの案と同じような案も御提起されておるわけでございまして、そういう点では御評価いただけるのではないか、かように考えております。

○中井委員 委員長にお願いがございまして、山口大臣は大変国会の大ベテラン議員で、何もかも知ってお答えになるわけですが、私どもも時間制限があります。尋ねてないことを言わないように御注意を賜りたい。そして、お尋ねをしたことに端的にお答えをいただきたい。このことは、大臣と委員長にも御要望を申し上げておきます。

結局お答えは、あれで十分胸を張れるものだ、こういうお答えであつたと思うのでありますが、特殊法人の整理合理化を十日にまとめる、そして各関係のリーダーシップのもとでやってもええ、こういう予算委員会での御答弁であります。あれが精いっぱいということなのか、本当に第二弾としておやりになるのか、第二弾に至った理由は何か、こんなことをお聞きいたします。

○山口國務大臣 お答えいたします。

決して胸を張ってというふうには申ししたつもりはございません。過去の例から見ても、一定の成果を上げたのではないだろうかというふうには申し上げた次第でございまして、さまざま御批判はあります。そういういろいろな状況があります中で私どもとしては精いっぱい努力をした、こう申している次第でございまして。

なお、政府関係金融機関の問題につきましては、各省庁にわたる問題でもあり、あるいは財政投とも絡む問題である、さまざま難しい点はあるわけでございますが、特に総理大臣の御意向もございまして、三月末まで政府系金融機関の整理合理化についてはさらに努力をしようということにいたしました次第でございまして。

○中井委員 総理やあるいは大蔵大臣を含めて村山内閣の閣僚は、行政改革についてかなりのことを言ってきた。また、この大震災がなければ、行政改革は最大の政治課題であつたと私は思います。その割には、今お話のあつた政府系の金融機関の統廃合、これについては努力をする、三月いっぱい努力をする、こういう姿勢は少し、今

まで大言壮語なつたところから見ると大きな後退と言わざるを得ないと思うのですが、いかがですか。

○山口國務大臣 政府系金融機関につきまして、二月十日の最終報告で触れていないということではございません。開発銀行にいたしまして、輸出入銀行にいたしまして、さらには商工中金、中小企業金融公庫あるいは住宅金融公庫等々の問題につきまして、それぞれ組織、機能、できる限り見直す、スリム化するというところにございまして、それぞれの努力をするという報告を寄せているわけでございまして、決してあの二月十日の最終報告で政府系金融機関が手つかずということではございませんでした。

しかし、今までの経過もございましていたしますので、特に村山総理の強い御意向もございまして、政府系金融機関についてはさらに三月末まで鋭意、整理合理化、見直しに努力しようということとでございまして、この点は御理解を賜りたいと存じます。

○中井委員 与党と野党の違いはあると思えます。しかし、行政改革というのは、いずれも大変難しいことはお互い承知をしているわけでありまして。

その中で私自身は、新進党の明日の内閣の行政改革担当といたしまして、どういう手順でやるか、あるいはどういう方向でやるか、かなりの論議をいたしました。それぞれ私どもにも担当大臣がおりますから、政府のように、それぞれ担当の中で御努力をください、お出しくださいとやっておつたのでは行政改革というのは進まない、こういう思いで、私どもは行政改革担当の者だけでプロジェクトチームをつくり、まとめて、そしてそれを閣議にかけて了解をとり、そして逆にそれを党内討議にかけて今決議、決定をしようとしたしております。

行政を預かる皆さんでありますから手続も要るでしょう。しかし問題は、行政改革というのは、どこかで政治家のリーダーシップあるいは方向

性、決断、こういったものがなければやれない。残念ながら村山総理のリーダーシップというのは何も見えてこない。あるいは山口長官のような大物ですら、ただただ調整を待っていると言っただけで、リーダーシップをとられておる、あるいは方向性を打ち出されておる、こういう姿が見えてこない。このことは大変残念だ。行政改革というのは役所に任せておいたのでは到底できない、このことを改めて痛感をいたしております。そういった意味で、社会党さんが政権に加わつておる、総理大臣であるこの時期にやはりリーダーシップを出されて、行政改革をもっと実りあるものにしてほしい、こんな思いであります。

そこで、特殊法人についてはそういう状況であります。地方分権、規制緩和、これらについては、あつたというスケジュールであるのか。また、政府の閣議決定をいたしました方針には、行政情報推進基本計画というのが盛りだくさんに盛られております。これはどういう手順でお出しになる、あるいはおつくりになる腹づもりなのか、お答えをいただきます。

○山口國務大臣 最初御意見がございましたが、これは先ほど来中島委員に對しまして私の方からお答えをいたしました。決してそれぞれの省庁の努力に任せておつたわけではございません。総務庁は、全力を挙げて各省庁に整理合理化を要請して、なかなか困難なものにつきましては私直接担当大臣とも話をいたしました。そういう中で先ほど申し上げたあのような成果は出てまいりました。この間、終始村山総理がこの中間報告、最終報告、その節目節目に閣議において各大臣に對して強いリーダーシップを発揮して主張してこれといった経過はぜひ御理解を賜りたいと存じます。

それから規制緩和でございしますが、これはもう現在懸命に作業を進めております。年度内に五年を期間とする規制緩和推進計画を決定をいたします。なお、一たん決定したらそのままということ

であつてはよくないと思ひます。昨年の国会で成立を賜りました行政改革委員会におきまして、監視さらには勧告という形で、絶えず監視もいたたく、また御提言もいただくということになつておりますので、そういった行政改革委員会の御努力と相まちまして規制緩和を推進したいと存じます。

地方分権につきましては、十二月二十五日に決定いたしました地方分権大綱、これを踏まえまして、現在、鋭意地方分権推進に関する法律案を作業中と申しております。今国会中にできるだけ早く御提案申し上げて、御議論をいただきたいと思います。

私、個人的なことを申して恐縮ですが、地方分権に関しては、一昨年私が、国会決議をいたしましたので、私といたしまして、政治家としてもこの地方分権には全力を挙げたいと思ひます。なお、情報化推進計画につきましては、これも昨年十二月の行政大綱において閣議決定をいたしました。

○中井委員 行政情報推進基本計画はどういう進みぐあいであるのかということもあわせてお尋ねしたので、決定したのなんかとつきの前に知っております。

○山口國務大臣 各省庁間をネットワークで結びまして、行政情報の推進計画を決定をいたしました。これを進めていきたい。将来はできれば、官庁といえは書類の山ということになるのですが、ペーパーレスで仕事もできる、あるいは国民の皆さんからの御期待で、直ちにファクス等で書類の提供もできる、こういったシステムを、総務庁が中心となりまして今計画を進めているところでございまして。

○中井委員 宣伝を聞いているわけじゃありませんので、この行政情報推進基本計画というのはどういふスケジュールで出てくるんですか。地方分権は三月までとか規制緩和も今国会内とかいろいろと、そういうことをお尋ねいたしておるん

ですから、先ほどから申し上げましたように端的にお答えいただきたい、このように思います。

そういう形でおやりになっているのはわかりましたが、そうしますと、今回おまとめになりましたが、特殊法人の見直し結果、さらに三月中旬に、政府系の金融機関の努力の問題と足して出てくる、それをどういう形で、あるいはどのくらいの年数で実施なさろうとお考えになっていらっしゃると思いますか。

○山口国務大臣 特殊法人の整理合理化につきましては、特殊法人は、御案内のように、それぞれ法律でもって設立されております法人でございます。したがって、これを廃止をするあるいは統合をするという場合におきましては、あるいは民営化するという場合におきましては、当然法律改正が必要でございます。

二月十日に出ました最終報告につきましては、できるだけ速やかに正式閣議決定に持ち込みたいと思っております。その後、先ほど申し上げたように、法律改正の作業をいたしまして、これは逐次国会に御提案を申し上げて御審議をいただくということになるかと思っております。

それから、地方分権の問題は、もう国会の手続は申し上げました。

○中井委員 大臣、さっきからちょっと私の質問を聞き違えていらっしゃるのか何かわかりませんが、お聞きをいたしたい、端的にお尋ねをしたい。

例えば、二月十日の最終報告は、閣議決定をして、それぞれ法案化するんだ、今こうおっしゃった。そうすると、政府系金融機関は見直す、三月いっぱいかけてやるけれども、やらないということなんでしょうか。これが一つ。

それから、これらの法律を一年で一括しておやりになるのか、あるいはできたものから順番に何年かけておやりになるのか、そういうスケジュールをお尋ねしておるんです。

○山口国務大臣 政府系金融機関の整理統合の問題は、これから三月末までに鋭意努力をする、結

論が出ますれば速やかに閣議決定をするということと存じます。

それから、近く閣議決定いたします案件につきましては、例えばアジア研究所等の問題は、施設が移動することになっておりまして、それには三年ほどかかる、したがって統合はその後のということになります。それからまた、帝都高速度交通営団、地下鉄の問題は、これは今七号線、十一号線の作業をしているわけでございまして、これが完成した後に民営化に持っていくということですから、これも時間がかかれます。しかし、速やかにできるものもあるわけでございまして、したがって、閣議決定いたしました後、できるものから法律作業をいたしまして法律改正案を国会に御提案申し上げていくということになるかと存じます。

○中井委員 先ほど大平内閣のときの行政改革のお話でございまして、それを体してお答えもございまして。このときも五、六年かかっておるわけでありまして。しかし、皆さん方の行政改革の目的、これは平成九年、消費税を五%にするのか、あるいは附帯条件でもう少し上げざるを得ないのか、あるいは場合によっては引き下げることでできるのか、これを判断するために財源を生み出すんだ、総理以下大蔵大臣がたびたび言われておるわけでありまして。

しかし、目玉でおやりになっておる特殊法人の統廃合、整理統合、これですら五年も六年もかかる。あるいは帝都高速なんかは、七号線、十一号線ができたからそれからやるんだという、いつになるかわからない。また、本四も平成十年に完成したらそれから考えようという。そうすると、一体どこでお金が浮いてくるんだ。国民に対しては、行政改革はやりましたよというポーズだけで、結局、平成九年には消費税を六%、七%と上げざるを得ない、その言いわけに数合わせをやった、こう言われても仕方がないのじゃないでしょうか。

もっと短期間に、平成九年までにこれだけやるんだ、年数を入れておやりになるべきじゃないか。大平内閣のときは、時間はかかりましたけれども、五十五年十二月に出されたときには一つ一つ年数が書いてある。何年までにやるということを書いてある。今回の書いてないじゃありませんか。その点はいかがですか。

○山口国務大臣 お答えいたします。閣議決定をいたしますときに、先ほど私が例を挙げましたように、若干期間を要するものは別といたしまして、一定の期間を区切って実施をするということをつけました上で閣議決定をいたすつもりでございます。

実は、昨年の臨時国会におきまして随分御議論がございました。私に対しまして、この行政改革の重点は何かというようなお話がありました。行政改革は絶えず行っていくべきものであり、私どもとしては、規制緩和そして地方分権、特殊法人の整理合理化、情報公開、こういったものを着実に実施をしてまいりますと、どれが目玉であるとかどれが重点であるとかいうことは、私は予算委員会ですら申し上げたことではないかと存じます。

それでは、これらの行政改革で幾ら経費の節減になるのか、数字はどうかという点も随分大勢の皆さんからお話がございました。しかし、例えば国家公務員の定数削減のように、平成七年度二千八百五十名の削減をいたしました。この場合は金額で百四十億円というのがありますが、なかなか計量的、数量的に把握できないものはあるわけでございします。数量的に明確に言えるものと言えないものとございします。このことは、私は明確にお答えをいたした次第であります。

○中井委員 大蔵大臣や村山総理は、総務庁長官は何もおっしゃらない、当然であります。財政と関係ないのでありますから。ただ、内閣のトップまたは財政当局の責任者がたびたび財政問題に絡めてこの財政改革を言われておる。そして消費税についても、奇妙きつて見直し条項を入れて五%という人取政策をおやりになった。それならそれで、それにあわせて御努

力をなさればいいけれども、大半が五年、六年かかる行政改革、統合してもお金が浮いてくるかどうかかわからない数合わせの改革、それらで自分たちの血を流した、国民に消費税の負担をお願いする、こういうことは私は到底言えないのだからと考えております。

五年もかかって大半をやる、こういうことであるならば、私ども海部党首が本会議で御提言をいたしました、すべての特殊法人は全廃か民営だ、五年間でオール見直しをする、そして必要なものだけ法律で改めて残す、それも期限を切つてやっていく、そういう大枠をはめた思い切った改革の方が私ははるかにスマートであり、はるかに財政的にも寄与するものだ、このように考えております。

皆様方の御努力は、残念ながら財政的にも何も胸を張れるものではない、このことを改めて申し上げていきたい、先ほど大臣は、閣議決定の中で期限をつけると言われました。それぞれをきっちり期限をつけて、できるだけ短期にスタートをいただけるように改めて要請をいたしたい、このように思います。

同時に、お尋ねもしないのにお触れになりました人員削減のことです。

お話しがありました人員削減は地方の公務員であらう、私はこのように思います。特殊法人の人員削減、定数削減、これは五十五年の大平内閣の行政改革の案の中でも盛られている、また役員の数あるいは常勤役員の数という形でまで書かれていたにもかかわらず、過日予算委員会でお尋ねしましたとおり、JR七社、JT、これらを除いては一万数千人の六年間でふえておる。今回の統廃合でも本間に人員について対応なさるのか。

閣議決定におきましては、「昭和五十四年十二月十八日の閣議了解の趣旨を踏まえつつ、その適正な人事管理の在り方を検討する。」こう書いてあるだけであります。しかし、この五十四年十二月十八日のときにも、さっき言いましたけれども、盛られておるけれども守られてこなかった。

その守られてこなかったものを「検討する。」と書いたところで、やはり人数は減らない。この数年間の民間の企業のリストラはすさまじいものがあります。その中で、官公庁だけが、あるいはそれに伴う特殊法人だけが人数がふえておる、この現状はやはり正していかなければならない。私どもは、何も生首を切れと言っておりません。退職者の不採用を全面的にやっつけていく。

かつて私は、国会に初当選しました昭和五十一年、私の郷里の三重県上野市というところが二回目の赤字再建団体に指定されました。私は、地方行政委員で自治省との橋渡しをやりながらやりました。このとき私が特に市長に言ってやらせたことは、五年間新卒のストップでありました。この五年間の新卒のストップだけで実は再建ができた、こういう状況であります。雇用は、こういう難しい時期です。から探るなどは言いません。しかし、思い切って私どもが提言しているような形で五年間で五割なら五割、一割なら一割削減、これを閣議決定の中に盛り込むべきであると思いますが、大臣、いかがですか。

○山口国務大臣 現在、国家公務員の定員につきましては、(中井委員「特殊法人だけ答えてください」と呼ぶ)特殊法人ですか、特殊法人につきましては、今度の閣議決定で抑制の方針はきちっと打ち出したいと存じます。そうして、職員の皆さん方の雇用の問題もこれまで重要でございまして、この雇用の問題に対しては、政府全体として、職員の方が路頭に迷うことのないように雇用対策に対処する、こういった考え方にございまして、明確にいたしたい、かように考えております。

○中井委員 重ねてお答えをいただきます。これは数字を示して減らす、こういうことなのか、あるいは努力するとか努めるということでおやりになるつもりかお聞きをしたい。私は、今の大臣の姿勢あるいは政府全体の姿勢では到底特殊法人の定数削減ということに気をおつけになれないと思っております。

それは、例えばこの閣議決定であります。十二

月二十五日、「特殊法人等の改革・合理化」の中に「特殊法人に対する補助金等については、平成七年度予算において新規の創設は原則として行わないこととし、抑制に努める。」こう書いてあります。しかし、これもこの時期には予算編成が終わっておるんであります。

その中で調べますと、昨年度の特殊法人に対する補助金の総額は二兆百十億円、本年二兆三百六十九億円、やっぱりふえているんですよ。ふえた予算をつくらせておきながら、閣議決定の中にはこのように抑制に努める、新規は認めない、ちゃんと新規もあるんですよ。そういうやり方が今日までの行政改革のやり方、あるいは役人さんの逃げ道をつくったきれいなことと私は思わざるを得ません。

ついでに、もう一つ言いますと、補助金の整理合理化、ここには現行都道府県向けが三千万円、それを三千万円以上にする、それから市町村のは三百万円、それを三百万円にすると言っています。これ大変結構です。私ども大賛成であります。ところがそれをやったのか。九十五件ある中で十二件残っておるじゃありませんか。そういう抜け穴だらけの実績をして、そして定員削減いたしますとか、図りますとかおっしゃったって減らないんですよ。私どもはそこにお勤めのまじめな勤労者をいじめるつもりはありません。しかし、今の財政の厳しさ、民間企業のリストラの激しさを考えたときに、特殊法人といえども当然おやりになるべきだ、このことを強く申し上げますが、いかがですか。

○山口国務大臣 零細補助金の上限を抑制する問題については、与党の皆さんのリード項目として提起をされて、閣議で決定をいたしましたので、できる限りその方向で努力をいたしましたということで御理解をいただきたいと思っております。

それから、特殊法人の問題につきましては、御指摘の十二月二十五日の文章は、これは全体としての行革大綱でございます。特殊法人の整理合理化を閣議決定いたしますときには、さらに特殊法

人の定数を抑制するという方向を明確にいたしました。ただ、特殊法人の中には、御案内のように特殊会社もある、あるいは事業団もある、それから公団もある、さまざまな形態がございます。

しかし、全体的に抑制の方向を強く打ち出すと同時に、委員もよく御存じだろうと思うんですが、具体的に定数の問題を決めますのは明年度の予算編成の際に、それぞれの特殊法人に対して定員は幾ら、予算は幾らと財務的な問題は決定するわけでございしますので、そこで具体的には明示をされるわけでございますけれども、閣議決定では、いわば抑制の方向はきちっと打ち出したというところでございます。

○中井委員 抑制の方向というのは抑制にならない。現実には今までやってきてもふえておるんだ。JRとJTを除いたら、これはもう民間会社です。から必死の合理化努力をなさっておられる。しかし、それらを除いたらふえていらっしゃる。だから、抑制の方向なんて言ったって絶対ふえるんだ。それでは行政改革にはならないと私は申し上げております。

大臣のお答えは、来年の人がやればいいやというものでありますから、来年ひょっとしたら私がやっているかもしれないが、それは私ならやらせていただきます。

では、もう一つ中身に入らせていただきたい。その中で抑制抑制ということいろいろと書かれておりますが、統廃合しない特殊法人についてもいろいろと報告をお受けになっていらっしゃる。そこも大半が予算の合理化、人員の抑制、もうほとんどが載っております。しかし、これは本当にできるのか。

例えば鉄建公団、道路公団、今度の阪神大震災で大変な被害を受けた。またはこれから見直しをしなければならないだろう、そういう公団がいっぱいある。それらが平気でそのまま予算コストのダウンだとかみんな書いてあるじゃありませんか。できるんですか。私は、そんなことできない。これだけの災害が起こって国民の不安が

ある中で、やはり設計から強度の問題からいろいろと見直していかなくならないだろう、それでも予算削減、コストの削減をやる、こういうことですか。

○山口国務大臣 建設省関係では、特に住都公団につきましては、委員もごらんをいただいていると思いますが、この業務を大きく変える、単独の工業用地開発からは撤退するとか、あるいは賃貸住宅の管理に当たっては十分適切な措置をするとか、さまざまなスリム化の方向を出していることは、これはもうごらんいただいていると思います。

阪神大震災に関しまして、それでは道路公団どうだ、阪神の高速道路公団がどうか、あるいは本四公団がどうか、さまざま問題は問題がございます。またそれ以外の公団につきましても、例えば開発銀行につきましても、あのような災害に対して低利の融資をする機関として開発銀行の役割というものは大きいものだと思います。しかし、そういう役割は役割としまして、今回そういう災害があったから二月十日を延ばそうかという議論が内部でなかったわけではございません。しかし、二月十日を延ばしますと、やはりせつかく二月十日を目標にして体制を詰めてまいりましたわけでございますから、それが緩んではまずい、したがって、この際、二月十日はあくまでも最終目標というのはいえませんが、こういう形で最終報告を求めた次第でございます。

御案内のように、災害でさまざまな仕事があることは事実です。しかし、少なくとも災害が起きてからこの二月十日の最終報告はいただいたわけでございますから、この最終報告に出しております項目については、これは厳に関係省庁でこれを実行していただく、内閣としてそれを実行せしめるということについてはこの際明確にお答えを申し上げておきたいと存じます。

○中井委員 私は無理があると申し上げておるのです。これは官僚の皆さん方の作文にすぎない。道路公団なんかは建設費の節減と書いてある、し

かし、本当に節減になるか。この阪神大震災のことを考えたら、節減なんかできず逆にお金が必要なんだろと思うんですね。そういう無理なことまで、できないことを平気で書いた作文じゃないか。二月十日、二月十日とおっしゃるけれども、阪神大震災は一月十七日です、起こったのが。だからその間、文章の書き方もあるだろう、本当にできるかどうか考えてお出しになればいいのに、どうせ作文だからということでお出しになっただけじゃないか、このように申し上げているところではないですか。

もう一つ、気になる最終報告がございます。一つは塩のことであります。塩の専売制を民営化する、こう書いてあります。あととはたばこ審議会等の結論を待ってと、こういう書き方になっております。しかし、既に塩の事業のあり方については、中間答申等を含めて、自由化の方向、これは打ち出されているんだと私どもは理解をいたしております。

塩産業にお取り組みの皆さん方の自立、これをどういうふうにしていくなか。大変低価格でやっておられますから、なかなか自立というのも大変だ。そのところは今、審議会あるいはＪＴであるいは業界の皆さんとの話し合いで行われておる。それをわざわざ自由化と、この行革の一つの目玉のようにお出しになっておるけれども、本来決まっておったことを出しただけじゃないか、このように思います、いかがですか。

○山口国務大臣　お答えいたします。

阪神高速道路公園につきましては、このような形で機能の合理化を進めていくことを書きますと同時に、なお兵庫県南部地震に伴う被害の早期復旧を図るということは最終報告の中にもきちつとございます。したがって、復旧はきちつとやる、同時に、やるべきスリム化についてはやるというのが最終報告でございますので、これはもう、あの大震災を踏まえての最終報告ということでは御理解を賜りたいと思います。

なお、大蔵省関係で、日本たばこ産業株式会社

の塩専売にかかわる問題でございますが、御指摘のような点もございます。したがいまして、早急にならばご事業等審議会に付議いたしまして、審議会の御議論もいただきまして、この専売制については廃止をするという方向を必ず実現するという事で御理解を賜りたいと存じます。

○中井委員 それは早まったのですか。決まっておったのを書いてください。これは大蔵省のテクニクじゃないですか。何も出さないわけにいかぬから、決まっておるものをちよつと早めてという形で書いてだけじゃないですか。

○山口國務大臣　お答えいたします。

そうではございません。審議会において、さまざまな議論があつてまとまらなかつたのであります。それを、大蔵大臣のリーダーシップのもとで廃止をするという方向を打ち出したということであります。

○中井委員 その点は、業界の皆さん方あるいは審議会の皆さん方と認識が、総務庁長官、違うように私は思います。

次に、この間の予算委員会で申し上げたのでありますが、皆さん方の行政改革の中に中央省庁の問題が入っていない。総理や長官は、中長期の課題で絶えずやっていたいかなきゃならない、こういう言われ方で終始をされております。

私どもは、過日、中央省庁の統廃合について幾つかの提議を、あるいは提案をいたしました。第二弾で、各省庁の中の部局の統廃合、これらについても提言をしていきたい、今準備をいたしておきます。過般、私どもが党内論議をいたしました

ところ、私どもの案ではぬるい、総務庁ももう要らないから恩給局は厚生省へという話を含めての議論まで実は出てまいりました。

せんけれども、中央省庁の部局の統廃合やら、かなり踏み込んで実はやっておる。いろいろなところの地方の出先機関やらをつぶしたり、やっておる。やっているのです。やり出したらこっちの方が早い、特殊法人よりかはるかに早いのです。

どうして中央省庁を私どものように取り上げておやりにならないのか。国民から見れば、自分たちのところを、自分たちの城をやらない政府が一番ずるいじゃないか、こういう感情はいつも残る、そして行政改革案全体に対する不信や不満がある。

募る、私はそのように思います。いかがですか。

○山口国務大臣　お答えいたします。

総務庁のこともお話ございましたが、前総務庁長官の石田さんもおられるわけでございますが、総務庁は、行政管理庁それから総理府を、総理府をはできるだけスリムにした方がいいということとで、十年前に統合いたしました現総務庁というのの

問題は、今私どもは、地方分権を推進するため

の法律 この作成に全力を挙げております。そうして、この地方分権を推進するための機関も設置をすることを御提案したいと思います。これは、まだ何年と決まっておりますけれども、一定の期間存置をいたしまして、その間に積極的に地方

進して、積極的に対応してまいりたいということ
でありますから、御理解をいただきたいと思いま
す。

○中井委員 先ほどお尋ねをしまして、一向にどういいうスケジュールなのかさっぱりわかりません。

行政情報化推進基本計画というのがございまして。見させていただいて、私は、これは大変いい計画を書いている。これも五年計画だと書いてある。これをやりますと、私も、これをやることによってかなり人員を減らすことができるだろう

う、地方分権によってもそういうお話のとおりだろうと思うのであります。そういうことをやることを大前提にして、やはり中央の公務員の定数削減、今第八次、かなり厳しくやっていただいております。僕は中央はかなり厳しくやっておると思うのですね。それをもっとやっていくべきだ。

あるいはまた、この間、予算委員会で少し大臣とはかけ離れた議論になってしまいましたけれども、やはり減らすところは思い切って減らす、そして省庁間の垣根を越えて、ふやすところはふやしていく。そうでなければ到底、今の中央省庁を

皆さん方の案を見ていると幾つも欠点がある。私どもも百点満点とは言いません。その中で、一番大きいのはやはり中央省庁、公務員制度、この問題に直接お触れになっていない。コンピュータ

で取りまとめをいたしました上で閣議決定に持ち込んだわけでございますから、内閣としてこれは実行する、こういう決意であるということは御理解をいただけるのではないかと存じます。

る程度以上になったら、あそこ削れ、これ削れ、自分のポストないじゃないか、どうしてくれるんだ、こういう切実な問題があって、うやむやな形でしか省庁はまともらない。私は、一つそこに原

ただ現在、それでは定年制をどうするかということになりまして、六十歳定年を今直ちに改めるべきだということは私は考えておりません。た

だ、年金の支給開始年齢と定年との間に五歳の乖離があるということについては、これは大きな問題であると思います。

したがって、人事院におきましても、六十歳を超えた高齢者の方で働きたい皆さん方に対しては、どのような形でそれらの方々の求めに応じていくかということについては今議論を重ねてもらっております。総務庁といたしましても、この点については熱心な議論を行っていきいたいと思っております。

そういう努力はいたしたいと思いますが、今直ちに先ほど申し上げたような公務員の幹部の養成システムを要するということになりますと、これはなかなか大変でございます。したがって、委員の御指摘は私もわからぬではありません。これらの点は、やはり与党と野党との間でも議論を尽くす。そして、これは単に公務員の問題ばかりではなくて、公営公団にもかかわる、また民間にもかかわる問題にもなるわけでございますので、そういう意味では真剣な検討の課題ではないかというふうに考えておる次第でございます。

○中井委員 わかつておるけれども、担当大臣としてはやらないというお答えであります。

山口大臣ほどの当選回数また御経歴の方が行政改革の担当大臣、そのことによって、国民の行政改革に対する期待も高いわけであります。細川内閣、羽田内閣と私どもは石田公明党前委員長が大臣をなさいました。山口さん、石田さん、それぞれ野党の経験は長かった。この時期に、政府に対して行政改革をお互い言ったものであります。このお二人が頑張った、そしていいものができた、いい行政改革がやれた、それが政権交代の私は一つの大きなプラスだ。行政改革というのは政権交代したときにやれるものだと思います。それがやれないなら何のための政権交代か。こんなことも思わざるを得ません。

大臣の御理解は感謝いたしますけれども、実行されるための大臣でありますから、このことを強く求めて質問を終わらせていただきます。

○山口國務大臣 いろいろ御指摘をいただきました。ありがとうございます。

私どもといたしましては、先ほど来お答えいたしておりますように、規制緩和、そして地方分権、公営公団、特殊法人の整理合理化あるいは情報公開、さまざまな問題について真剣に取り組んでおります。これだけの多くの課題を一つの内閣で懸命に一定の期間で推進したということはいまだかつてなかったのではないかと思っております。

私どもといたしましては、さまざま御批判はあろうかと思いますが、今申し上げた方向を懸命に全力を挙げて努力をするということでお答えにかえたいと存じます。

○田中委員長 次に、石井啓一君。

○石井啓一委員 新進党の石田啓一でございます。

私、本日は、恩給法の関係の質問、さらに行政改革に関係いたします質問をさせていただきますと存じます。

まず恩給法でございますけれども、今回の改正案の要点について、長官の方から御説明をいただきたいと存じます。

○山口國務大臣 今回御提案を申し上げております恩給の改善の内容でございますが、恩給の改定につきましても、公務員給与の改定、物価の変動等を総合勘案いたしまして、恩給年額を一・一％引き上げることになっております。

第二に、寡婦加算及び遺族加算を引き上げることについてでございます。

第三に、普通恩給及び普通扶助料の最低保障額に係る七十五歳以上という年齢区分を廃止することといたしております。

第四に、比較的軽度の戦傷病者に支給される傷病賜金の支給要件を緩和することといたしております。

以上、四点を御提案申し上げている次第でございます。

○石井啓一委員 それではちょっと個別にお尋ねをいたします。

まず、引き上げ率が一・一％、この決定根拠でございますが、公務員給与の改善率一・二％と消費者物価上昇率〇・七％を総合勘案してあります。これもこれまでの本委員会でも幾たびも質問がなされているようでありますけれども、公務員給与の改善率と消費者物価の上昇率、この数字をどう組み合わせるのか、この引き上げ率に繋がっているのか、この説明をお願いしたいと思います。

○石倉政府委員 お答えをいたします。

平成七年度の改定率の一・一％は、公務員給与の改定率の一・二％、物価の上昇〇・七％、これらの諸般の事情を総合勘案して出した結果でありまして、確立された計算方式で計算したものであることではございませんで、恩給受給者の処遇の改善に努力した結果であるということでございます。

○石井啓一委員 総合勘案方式というのは非常に便利な言葉でありまして、総合勘案すれば何でもできるという、まさにマジックみたいな数字でございます。

これは、過去の経緯を調べてみますと大体どういう重みづけをしているのか分析はできますけれども、たまたまこれまでは公務員給与の改善率に対して物価の上昇率が低いという、その間をねらって公務員給与改善率より多少低目に設定をしているという形で決まっております。

けれども、私はやはりある程度はつきりしておきませんと、その都度その都度あるいは財政状況等々によりましてこれが大きく変わるといふ事態もあり得るわけでありまして、総合勘案方式の中身をもう少し明らかにしていただきたいと思うのです。そういう努力をぜひお願いしたいのですが、どうでしょうか。

○山口國務大臣 制度的な問題は政府委員に答弁していただくとして、私政治家としては、公務員の本俸の改定、それにできるだけ近づけたい、そうすることがやはり恩給受給者の皆さん方の

の御期待にこたえる道だ、そう思いまして、そういう立場で大蔵省に対して強く要請をいたしました。一・一％という引き上げ率を確保したということでございます。

○石倉政府委員 補足して御説明を申し上げますと、恩給年額の改定の経緯というのはいろいろ長い歴史がございます。今のような総合勘案方式というのは昭和六十二年から確立してきたものであるわけでございます。したがって、いろいろな数字で見ますと、恩給の改善率なりと給与改善率の差というのはいろいろデータ上はございますが、これは先ほど申し上げましたように、確定した計算方式ではないというところで、諸要素を勘案して計算をした、こういうことで御理解をいただきたいと思っております。

○石井啓一委員 それでは大臣、政治家としての御発言がございましたので、これから大臣御在職の間は頑張っていたきたいと存じます。

それではもう一つ、最低保障額のうち七十五歳の年齢区分が廃止をされておりますけれども、その理由を御説明をいただきたいと存じます。

○石倉政府委員 普通恩給等の最低保障額につきましては、平成五年度の改善で上がったものでございます。この普通恩給受給者の平均年齢が約七十五歳に達しているというふうな実情に配慮いたしまして、特に高齢者の優遇を図るために七十五歳以上の者に係る最低保障額について見直しを行いました。

このたびの改善におきましては、最低保障額の対象となる低額恩給受給者の処遇改善を図るというのを目的といたしまして、七十五歳未満の者に対しても平成五年度の見直しにより改善された最低保障額を支給することとするということで、最低保障額に係る七十五歳の年齢区分を撤廃したという内容でございます。

○石井啓一委員 ですから、六十五歳から七十五歳の方も従来の七十五歳以上の額と同じになったということですね。それはそれで結構だと思うのですが、私が指摘したいのは、これは平成五年度

です、わが二年前に導入された制度をこの二年間で廃止をする。それも、特に高齢者の優遇を図るといふ趣旨から導入されたはずですので、再来年度以降を考えると、これは七十五歳以上の方については同額になるわけですね、ですから、高齢者の優遇を図るといふ趣旨からすると、この区分は残して、さらに七十五歳以上の方一・一%、例えば平均の上昇率より上乗せをしてやるというところも考えになっていくべきなのではないか、そういう趣旨からちょっと御説明をいただきたいのです。

○石倉政府委員 当時の、平成五年度におきましては七十五歳に平均年齢が達していたという状況は毎年更新をいたしておりました、昨年度末で既に七十六歳に達してあるという状況でございまして、平均以下の方、つまり七十五歳以下の方の数がどんどん減っているという高齢化の現象を受けとめまして、これまでの七十五歳以上の優遇措置というものを全年齢に均てんする、こういう趣旨で今回の改正をいたしたわけでございします。したがって、今おっしゃるような御提案も一つの方法かとは思いますが、財政上の問題その他も勘案いたしましてこういう形になったわけでございます。

○石井(啓)委員 それにしても、余にも朝令暮改というそしりは免れないのではないかと私は思います。

ちょっと質問を変えまして、平和祈念事業関連の質問をさせていただきたいと思いますが、恩給資格者への贈呈事業、平成元年度から制度発足して始まっておりまして、この請求件数の推移をまず御説明をいただけますでしょうか。

○平野(治)政府委員 いわゆる恩給資格者の方々に對します恩給事業の請求件数でございますけれども、制度の発足いたしました平成元年におきましては約十四万件、翌年、平成二年でございますけれども九万七千件、それから平成三年、四年はおおむね二万五千件ぐらいいでございします。五年度は三万四千件、六年度は十二月までで二万八千

件、合計いたしました約三十五万人の方々の請求が行われている次第でございます。

○石井(啓)委員 贈呈事業の対象者は八百八万人のわけですね。八百八万人で三十五万人でございしますから、三〇%ちょっとという方しか御請求をなされていないわけでございます。今御説明ありましたように、この数年を見ますと、最初の二年は非常に多い数でございしますけれども、この数年二万ないし三万人ということになってとどまっております。どのようにこの事業の周知徹底を行っているのか、私はもっと積極的にいうべきではないかと考えますが、いかがでしょうか。

○平野(治)政府委員 御指摘ございましたとおり、三十五万人、八百八万人に對する三十五万人でございしますから、先生の御指摘の数字になろうかと思っております。

私ももともといたしましては、政府公報等を通じて、例えば新聞に突き出しという、一面のちょうど右下とか左下にございしますけれども、そういう新聞に對する広告を初め、テレビとかラジオとかいろいろの媒体を使いまして広報を行っているところでございします。また、特に地方自治体、市町村で発行されておりますいわゆる広報紙へもその旨を掲載いたしております、周知徹底を図るべく努力しているところでございします。

また、関係団体あるいは戦友会みたいないろいろな集まりの際にもそういう話が伝わるように、いろいろ努力をしているところでございします。ただ、現実においてはそういう割合になっているところでございます。

○石井(啓)委員 この件については、これまでの本委員会において過去においても指摘をされております。その際、政府委員の方から、努力している、もう少し推移を見守ってほしい、そういう答弁もあるわけでありまして、どうも推移を見守っていただけてもなかなか数がふえてこないようでございます。

それで、これまでも提案をされているようでありまして、個別に周知をする、例えばはが

き等で周知をするという方法も提案をされているようでございます、これについてはどうでしょうか。

○平野(治)政府委員 実は、いわゆる恩給資格者の方々がどこに住んでいらっしゃるかわからないことが正直言つてわかりません。わかりますのは、戦争直後にどこにいたかということは、御承知のようにならぬ限りは海軍のあれがございしますからわかるのでございしますが、その後の住所がどこに住んでいらっしゃるかわかりません、また、極端なことを申しますと、生きていらっしゃるかわからないことがございします、それもよくわからないということがあるわけでございます。したがって、個々の方々に連絡することは非常にいいかと思ひますが、実際的には困難、ほとんど不可能に近いというふうな思っております。

○石井(啓)委員 いずれにいたしましても、これは請求期限がないようでございますけれども、対象者の方の年齢も高齢ということもございします、この努力は積極的にやっていたいただきたいと存じます。

同じく、平和祈念事業のうち、引揚者への贈呈事業でございますけれども、これも平成三年度から事業が始まってありますが、この請求件数の推移についても御説明をいただきたいと思います。

○平野(治)政府委員 外地からの引揚者に對する恩給事業の請求件数でございますけれども、制度の発足いたしました平成三年度は二万三千件、翌四年が一萬三千件、五年度は五千件、六年度は十二月までで三千件の請求が行われております。

○石井(啓)委員 これについては、贈呈事業の対象者が百二十五万人です。それで、現在まで四万四千、五千人ということでございしますから、これは四%弱ということでございます。なおかつ、この請求期限が平成八年三月三十一日ということでございますから、あと一年少ししかない。極めて限られた期間の中でどのように残りの方に、これはより積極的にやっていたいただかなければならないと思ひますけれども、どのようにされるおつもり

か、御説明をいただきたいと思ひます。

○平野(治)政府委員 引揚者の方々につきましても同じように、先ほど私から御説明申し上げましたとおり、政府公報を通じたり、あるいは市町村で発行される広報紙で呼びかけたり、あるいは引揚者の団体がございしますから呼びかけたりいたしているわけでございます。それで、確かに八年の三月三十一日までということでございますので、あと一年余りしかないということで、私どももそう思つてやっているとございします。そして、計画的には先ほど申しました媒体を使ってやっていくというふうな思っているところでございします。

ただ、これについてもいろいろな御意見と申しますか、お考え等もございまして、引揚者の方々に對しては、申し上げるまでもないわけでございますけれども、二度にわたる給付金が出ていたというところ、あるいはいろいろなお考えがございまして、さきの大戦に對するいろいろな思いがございまして、それはいいやというふうに、私の身近でもそういう方がいらっしゃるにしまして、いろいろ申し上げるのでもございしますけれども、あれは終わったことだというふうにおっしゃる方もいらっしゃるにしまして、なかなか正直申し上げて、周知徹底も図るようには努力はいたしているところでございしますけれども、実績はそのとおりであるというところでございます。

○石井(啓)委員 これはちょっと質問通告は申し上げてなかったのですけれども、戦後強制抑留者の方の請求期限もう終わつておりますね、平成五年三月三十一日。この後、請求期限が切れた後、請求が来たという事例はあるのでしょうか。そのときどういう対応をされているのでしょうか。ちょっと御説明いただきたいと思ひます。

○平野(治)政府委員 これは、御承知のように、国債も発行するというところでございします、期限は、正直申しまして、法律的にはきちっと書いてあるわけでございますが、それ以後出たものについては、だめと言うとあれでございますけれども

ども、ただ、それまでにいろいろお問い合せがあったり、あるいは請求がございましたけれども処理ができていないとか、あるいは各都道府県等関係団体、また基金そのものに対してお問い合せがあったり、あるいは御相談があったり、あるいは申請中、書類作成中というものにつきましては、できる限りそれはその期限内にあったものとして処理しているところでございます。

その後、じゃ、請求がなかったかということになりますと、これは都道府県の方にも問い合せ等も決してなかったというわけではないというふうに私も思っておりますけれども、実際問題、そういうふうな法律上、国債をいつまで発行するということ等も含めて書いてございますので、その後、まさにその後、その時点でいろいろ手続等情報があった方は別にいたしまして、その他の方々については現実には裁定できないという状況になっております。

○石井(啓)委員 私も法律を見ましたら、確かに法律に明記されておりますので、これは法律を改正しない限りはなかなか難しいかと思っておりますけれども、今言いましたように、引揚者の方も来年三月三十一日で期限が切れますので、今おっしゃったような弾力的な措置、問い合わせ等ある方については措置をとっていただきたいと思います。

それでは、質問を変えまして、行政改革につきまして質問を申し上げたいと存じます。

まず、特殊法人の問題でございますけれども、今、私どもの新進党の中井行政改革担当の方から質問をいたしました、ちょっと私、再度確認をしておきたいと思っております。

異論が出たということで、再度、与党三党首でお話し合いになった。また、昨日も武村大蔵大臣と自民党の森幹事長らの会談の中で、来月中には、新たな統合案ですか、政府系金融機関について統合案等をまとめることで合意したというふうな報道がされておりますけれども、ちょっとここで確認をしたいのですが、政府系金融機関については今年度内に見直しをするということによろしいわけですね。長官、お聞きします。

○山口国務大臣 お答えいたします。

予算委員会でも、十三日、十四日、お答えいたしましたわけですが、九十二すべての特殊法人に対してその見直しは行い、その最終報告が十日に総務庁の方に提出をされた。ただ、その上に、さらに政府系金融機関の見直しについてはもっと踏み込むべきだという議論がありまして、それが結局、今国会中にこの政府系金融機関については見直しを行うという趣旨の合意と申しますか、与党間の合意、また政府がそれを尊重するということについて確認を行ったところでございます。

各政府系金融機関についてそれぞれ見直しを行ったわけでありまして、しかし、行革というものは引き続き努力すべき課題であるということとは当然でございますので、私も十四日の閣議後の懇談におきましては、与党一体となってこの問題については真剣に取り組み、総理の意向に沿って速やかにこれは結論を出すべき課題であるということを私自身も実は発言をし、強調をいたしました。

そういった状況を踏まえまして、村山総理が、できれば今年度内に政府系金融機関の見直しについてさらに努力してほしい、こういう発言をいたしました、それが政府としての方針となり、また与党におきましてはそれを了解をいただいたということでございます。

したがって、政府系金融機関の問題については、二月十日に、それぞれの金融機関、機構組織、これについて見直しを行うことは既に

最終報告として出ておりますけれども、さらに政府系金融機関については、その上に立って、それを踏まえた上でさらに見直しを年度内に行うということに現に努力中であるということ御理解をいただければよろしいのではないかと存じます。

ただ、阪神の大災害がございまして、例えば、鉄鋼会社であるとかあるいはJRでありますとか、あるいはその他の交通機関でありますとかというところに対して低利の融資を行うということになりますと、開発銀行の役割というものが改めて必要であるということもまた否定し得ない事実だと私は思います。

○石井(啓)委員 先ほどから大臣、政府系金融機関についても二月十日に見直しの報告を出したというところでございますけれども、私、手元でございますが、これは、見直しの報告を出したという

しかし、そういうことはありまして、二月十日の最終報告ではこのような形になっておりますが、さらに踏み込んでこの見直しを行うという必要性は、私も痛感をいたしております。

ちょっと読み上げますが、「日本開発銀行については、民間金融機関の補完という位置づけを徹底する観点から、融資対象の限定・重点化及び融資比率の引下げ等に努めるとともに、引き続き毎年度、個々の融資制度毎に見直しを行い、融資規模の適正化等を図る。」という抽象的な表現では、正直言って、これは見直しと言うには値しないのではないかと。少なくとも、あれほど焦点点と言われている政府系金融機関の見直しについて、こういう抽象的な表現でもって見直しをしたというのとは、ちょっとこれはどうかというふうに私は思うのでありますけれども、長官、どうですか。

したがって、二月十四日の閣議でも、私は私なりの考えを発言をいたしました。閣議においてもさまざまな議論があり、総理大臣の発言があり、年度内にこの政府系金融機関についてはさらに見直しを行うということになったわけでございますので、総務庁といたしまして、その政府の方針を実現すべく、総務庁挙げて努力をいたしたい、かように考えておる次第でございます。

○山口国務大臣 政府系金融機関については、大蔵省関係の三つの機関は、三つの機関ばかりではなくて、そのほか、農水省関係あるいは通産省関係あるいは厚生省関係、それぞれの政府系金融機関、共管の形で対処をいたしていることは御案内のとおりであります。そういったものを、大蔵省関係の三つよりはやや具体的に踏み込んで見直しを行っているところもないではございません。

○石井(啓)委員 わかりました。

しかし、何と申ししましても政府系金融機関、確かに今回阪神大災害もございまして、開発銀行が――私は、率直に申しまして、戦後あの荒廃の中から我が国が立ち上がった際に開発銀行が行った融資が大きな力になったという功績は十分認めるものでございますけれども、今金融がだいぶついておきますときに、果たしてそういった大企業向けの政府系金融機関が必要であるのかという

それでは、政府系金融機関についてはさらに年度内に行うということでございますね。

その「さらに」という内容でございますけれども、どういう検討を行うのでしょうか。これは、さらにといたしますか、ここで、二月十日で出しているのはほとんど検討していないのに等しいと私は思いますので、ほとんどゼロからのスタートと同じだと思えますけれども、どういう検討がこの年度内に行われるか、御説明をいただきたいと思います。

○山口国務大臣 ただいまお答えいたしましたように、政府といたしましても懸命に努力をいたします。

また、午前中の質疑の過程でも中島委員にお答えいたしましたわけでございますが、この問題は政府・与党一体となって進めるべき課題であることも言うまでもございません。したがって、こ

また、午前中の質疑の過程でも中島委員にお答えいたしましたわけでございますが、この問題は政府・与党一体となって進めるべき課題であることも言うまでもございません。したがって、こ

であるという御提言をいただきまして、これを受けてまして、政府といたしましては、昨年十二月の行革大綱におきまして、特殊法人の役員につきましては、五十四年の閣議了解の趣旨を踏まえつつ、その適正な人事管理のあり方について検討するということを閣議決定しているわけでございます。

これに従いまして、現在各省庁と検討を進めているところでございまして、先ほどの例にございまして、官房長官から御答弁申し上げておりますように、この検討の中で、独占法人に対しては早期にこれを解消するところまでは各省の合意に達しておりますが、それ以外のものにつきましては、先ほどの対象法人をどうするかというようなことも含めまして、現在検討中ということでございます。そういうことでの閣議決定なりのお話になってくるのじゃないかというふうに考えております。

○石井(啓)委員 いずれにしても、これは早急に検討していただきたい。検討、検討と言っているところから先送りになりますし、先ほど中井担当の方からおありしたけれども、五十四年に閣議了解をしておきながら、もう十五年以上たつてまだ守られていない。もう一つ言つと、これは本来は、総数で五〇％以下じゃなくて、個々の特殊法人についてということですよ。個々の特殊法人について半数以下にするということですね。

○小幡説明員 先ほど御説明申し上げましたように、五十四年の閣議了解の趣旨は、全特殊法人、特殊法人全体として五〇％以内にとどめるということを目ざしてございます。

○石井(啓)委員 特殊法人全体ですか。じゃ、特殊法人全体でも結構ですけども、少なくとも閣議了解の目標が守られておりませんので、さっき四六・三％と言いましたけれども、それは特殊会社を含んでですよ、民間移行した。特殊会社を除くと六〇％以上になるわけですから、それについては早急に、この閣議了解の目標を守るように検討をお願いしたいと思います。

もう一つ、地方公務員の定員について、自治省にきていただいておりますので、お尋ねをします。

今、行革ということで私も取り組んでおりますけれども、やはり国、地方あわせての行政改革ということが非常に重要になってくると思っております。そういう意味で、国家公務員については総定員法もございまして、また定員削減計画もございまして、総数については着実に、少しずつでありますけれども低減をしている。しかしながら、地方公務員についてはなかなかそういう状況になっていない。

そこで、まず実態について、地方公務員の総数の推移について、昭和四十二年、これは総定員法を制定した当時ですね。昭和五十六年、これは臨時設置された年です。それから直近の年、この三年間についてどういうふうな数になっているか、御説明ください。

○大塚説明員 地方公務員の総数につきまして、昭和四十二年が二百三十三万四千九百八十八人、昭和五十六年が三百一十七万七千八百八十八人、直近といたしましては、平成五年になりますけれども、三百一十七万七千九百九十九人となっております。

○石井(啓)委員 この間、四十二年から五十六年の間には沖繩返還というのがありましたから、若干、数はベースが変わっているかと思っておりますけれども、しかしながら、この間の国家公務員の削減数を見ますと、四十二年が八十九万九千人、五十六年が八十九万八千人、平成七年で八十五万七千人ですか、特にこの臨調設置以降削減が進んでいるわけでありまして、他方、地方ではなかなかそういうわけにはなっていない。やはり地方自治体においての定員管理について改善の余地が多いのではないかと、この間、私は思っています。もちろん、各自治体が自主努力で行うということは、原則はわきまなけれども、これについての改善の余地は私には大きいのではないかと思います。

そこで、現況、現在地方財政計画の中で、定員削減について盛り込まれておりますけれども、その内容及び仕組みについて御説明をいただきたいと思っております。

○石井説明員 御説明申し上げます。

昨今の大変厳しい行財政環境もございまして、また、委員御指摘のとおり、行政の簡素効率化、あるいは定員配置の合理化、行政コストの削減ということが必要でございまして、地方財政計画上の職員数につきましては、国家公務員の定員削減計画に準じまして、平成四年度から八年度までの五年間で四・五％の定員削減を行うということにいたしております。

平成七年度の地方財政計画について具体的に申し上げますと、七千三百二十五人の定員削減を行っております。新規の職員の増加、これは福祉分野とかそういうような分野でございまして、そういうものを見込みましても、全体として六千九百四十八人の減員になっているところでございします。

○石井(啓)委員 私も、事前にちょっと説明を受けて勉強したのですけれども、いわゆる地方財政計画の中で組み込まれている普通会計ベースの職員数については、これは削減になっているのですけれども、いわゆる公営企業等の職員を含めた総数でいくと微増ですね。毎年少しずつふえている、そういう状況でございまして、したがって、私は、やはり総数で定員管理をするということが重要だと思っております。今後各自治体の定員管理、この自主的な努力を促す方策としてどういうことをお考えになっているのか、お聞きをいたしたいと思います。

○大塚説明員 地方公共団体におきます定員管理の方策についてでございますが、昨年の十月に自治省といたしまして、地方公共団体におきます行政改革推進のための指針というものを示しております。その行政改革推進のための指針の中の重点事項といたしまして、定員管理の適正化の推進を

掲げておりまして、国の定員削減計画を参考に、各地方公共団体ごとに自主的、主体的に定員適正化計画を策定して推進してもらいたいということをお願いをいたしております。

今後とも自治省といたしましては、各地方団体に対して、その指針に沿った形で一層の定員管理の適正化を推進するように指導助言をしてまいりたいと思っております。

○石井(啓)委員 それでは、もう時間も大分迫ってきましたので、最後コメントをして終わりたいと思っております。最後、地方分権を進めるに当たって、さき長官おっしゃってございましたように、国がスリムになり得ると。ただ、その地方の機構なり組織、人員が肥大化するということがあっては、全体としての行政改革という趣旨から見るとやはり問題がある。そういう意味では、地方分権を進める際に地方における行革というのをどういうふうに進めるのか、これは私は大きな課題としてぜひ御検討をいただきたいと思っております。では、以上をもちまして私の質問を終了いたします。

○田中委員長 これにて本案に対する質疑は終局いたしました。

○田中委員長 これより討論に入るのであります。討論の申し出がありませんので、直ちに採決いたします。

内閣提出、恩給法等の一部を改正する法律案について採決いたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○田中委員長 起立総員。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

○田中委員長 ただいま議決いたしました本案に対し、加藤卓二君外四名から、附帯決議を付すべしとの動議が提出されております。提出者から趣旨の説明を求めます。江田五月

君。

○江田委員 ただいま議題となりました自由民主党・自由連合、新進党、日本社会党・護憲民主連合、新党さきがけ及び日本共産党の各派共同提案に係る附帯決議案につきまして、提案者を代表して、その趣旨を御説明申し上げます。

まず、案文を朗読いたします。

恩給法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議(案)

政府は、次の事項について速やかに善処すべきである。

一 阪神・淡路大震災により被災した恩給受給者については、その被災の状況にかんがみ、恩給証書の再発行、受給権調査の実施等につき特段の配慮を行い、恩給の受給に支障のないよう努めること。

一 恩給年額の改定については、国家補償としての恩給の性格、恩給受給者の高齢化等に留意し、今後とも現職公務員の給与水準との均衡を維持するよう努めること。

一 恩給の改定実施時期については、現職公務員の給与との遅れをなくすよう特段の配慮をすること。

一 恩給の最低保障額については、引き続きその引上げ等を図るとともに扶助料については、さらに給付水準の実質的向上を図ること。

一 恩給受給者に対する老齢福祉年金の支給制限を撤廃すること。

一 外国特殊法人及び外国特殊機関の未指定分の件について、速やかに再検討を加え適切な措置を講ずること。

一 戦地勤務に服した旧日赤看護婦及び旧陸海軍従軍看護婦に対する慰労給付金の増額について適切な措置をとること。

一 恩給欠格者等の処遇について検討の上、適切な措置を講ずるよう努めること。

本案の趣旨につきましては、当委員会における質疑を通じて既に明らかになっていることと存じ

ますので、説明は省略させていただきます。

よろしく御賛同くださいますようお願い申し上げます。

○田中委員長 これにて趣旨の説明は終わりました。

採決いたします。

本動議に賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○田中委員長 起立総員。よって、本案に対し附帯決議を付することに決しました。

この際、総務庁長官から発言を求められておりますので、これを許します。山口総務庁長官。

○山口国務大臣 ただいまの附帯決議に関しまして、所管大臣として申し上げます。

このたびの阪神・淡路大震災により被災された恩給受給者については、被災の実態に十分配慮し、適切に処置してまいりたいと存じます。

恩給改善等に係る各事項につきましては、今後慎重に検討をしてまいりたいと存じます。

○田中委員長 お諮りいたします。

ただいま議決いたしました法律案に関する委員会報告書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○田中委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

(報告書は附録に掲載)

○田中委員長 次回は、公報をもってお知らせすることとし、本日は、これにて散会いたします。

午後二時五十五分散会

平成七年三月一日印刷

平成七年三月二日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局